

ネオニコフリーを可能にする生協の取り組み ——斑点米に関する生協アンケート調査でわかったこと

はじめに

欧州連合(EU)は2018年4月、ミツバチへの毒性が強い3種類のネオニコチノイド系農薬(イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム)の屋外使用の全面禁止を決定、本年末までに実施される見通しです。類似の毒性をもち、より土壌残留しやすいフィプロニルも昨年9月末、欧州では農薬登録が失効しています。

日本でも1990年代からミツバチの大量死や失踪などの被害が各地で起こるようになり、今日も続いています。ネオニコチノイド系殺虫剤は禁止されるどころか、新たな製品の承認や、適用範囲の拡大、残留基準の緩和などにより、使用機会はより増える方向にあります。

農林水産省の調査によると、最もミツバチの被害報告が多かったのは水田で、被害と農薬の散布の因果関係も同じ調査で明らかになりました¹。この背景には、カメムシが出穂期に穂の汁を吸うことで生じる黒い点のある米(斑点米)の混入限度を決める国の基準が厳しく、それが買取価格にも大きく影響するため、農家がカメムシ駆除の農薬散布をやめにくい構造があります。

一方、地域の水田の生物多様性と食の安全を守る活動は、住民・消費者を巻き込みながら各地で進んでおり、中でも地域購買生活協同組合(以下生協)の間では、独自の試みを展開しているところが現れています。

現在、農産物検査制度²の見直しが農林水産省で検討され始めています。生産者と消費者をつなぐ立場である生協が、斑点米問題をどう受け止め、農薬削減やミツバチ被害にどう対応しているか事例を把握し、検査制度の見直しとミツバチ被害防止にあたって必要な要素を検討することを目的に、農産物検査法とネオニコチノイド系農薬の米(水田)への使用に関して、生協にアンケート調査を行いました。

アンケートについて

- 実施時期:2018年3月29日~5月18日
- 主な地域購買生協137生協にアンケートを送り、連合会6つを含む24生協³の回答を得た。

¹ 農林水産省プレスリリース「蜜蜂被害事例調査(平成25年度~27年度)の結果及び今後の取組について」2016年7月7日。ネオニコチノイド系、ピレスロイド系、有機リン系殺虫剤が死んだハチから検出されているが、最も検出頻度の高い殺虫剤はネオニコチノイド系だった。

² 農産物が、農産物検査法で定める細かい規格に合っているかどうかを検査するしくみ。米では、異物や色のついた米の混入の上限を定めている玄米の検査規格がある。

³ 組合員合計は710万人

- 6つの連合会の会員生協は合計 62 生協となる⁴。連合会が代表回答するとしていることを明示しているのは 6 つの連合会のうち 3 連合会だったが、集計は回答票(計 24 件)をもとにおこなった。

結果の要旨と提言

要旨

- 本調査では、斑点米は消費者の主なクレームとはいえず、また流通事業者に大きなコスト負担を生じさせているともいえず、斑点米が主なクレームの要因であるとする農林水産省の説明は裏付けられなかった。
- 生産者が、ネオニコチノイド系農薬等の使用をやめにくい主な理由は、「出荷時の等級と価格が下がること」が最多で、消費者のクレームよりも、斑点米の混入上限規程の厳しいことが農家の殺虫剤散布を促進している実相が浮き彫りになった。
- 生産者がネオニコチノイド系農薬等を散布しなくてすむよう、生協が採用している主な対策は、一等米、二等米の買取価格差をなくす、または小さくすることだった。
- 水田でのネオニコチノイド系農薬散布によるミツバチなど生態系への影響について、17 の生協(5 連合会を含む)が「懸念している」と回答し、全体の 71%だった。
- 斑点米カメムシ駆除の農薬散布をしない取り組みとしては、「有機栽培の米を扱っている」とする回答が最多で、つづいて、「殺虫剤の空中散布をしない米を扱っている」という回答が多かった。
- 米に限定しない設問では、ネオニコチノイド系農薬を不使用または削減する目標を設定しているとした生協は、6 生協(2 連合会を含む)で、全体の 30%だった。

提言

消費者は斑点米を問題視しているとはいえず、斑点米対策のために、ミツバチ被害の主要原因となるネオニコチノイド系農薬などの殺虫剤の空中散布を継続すべきではありません。

水田での殺虫剤空中散布の背景にある、農産物検査法の斑点米の厳しい混入上限規程は、ミツバチ被害や色彩選別機の普及を考慮すれば不合理といえ、緩和する必要があります。

養蜂家と農家の無意味な負担を軽減し、消費者に安全な米をとどけ、生態系や人の健康を守るために農林水産省は、着色粒(斑点米)の厳しい規程を緩和することによって、殺虫剤散布をしない選択肢を農家に提供すべきです。

⁴ 回答のあった 4 連合会の加入生協数は 2~33 生協

結果の詳細

1. 斑点米に対する消費者の反応について

農林水産省は、着色粒(斑点米)が「消費者からのクレームの主な要因であり、流通段階での着色粒の除去には多額のコストがかかる⁵⁾」ことがこの厳しい基準⁶⁾の理由としています。

アンケートではまず、生協に消費者(組合員)からのクレームを多い順に3つ尋ねました。その結果、最も多いクレームとして、虫の発生や混入を挙げた生協が10と最も多く、続いて、異物(石・粃・糠玉)の混入と回答したのは7生協でした。「食味」、「着色米」、「特に無い」がそれぞれ2生協、袋の破損が1生協でした。

また、斑点米に対するクレーム対応を尋ねた別の設問(設問2)でも、斑点米のクレームそのものがないとした回答が9生協(3連合会を含む)からありました。今回の結果で斑点米は主なクレームの要因ではない実態がうかがえました。

2. 斑点米の、等級ごとの混入の上限を決めている着色粒規定について

斑点米の混入限度の規格については、「緩和すべき」が9生協(2連合会を含む)、「現状のままでよい」が11生協(2連合会を含む)、「厳しくすべき」はゼロでした。

「緩和すべき」とした生協はその理由として、生産者負担の軽減や農薬が減らせる、環境や健康への影響の考慮、食味や見た目に直接影響しない規格であること、などを挙げました。また、「現状のままでよい」とした生協のうち理由として緩めた場合の事業者負担や価格上昇の可能性をあげたところが各1件ありました。

水田へのネオニコチノイド系など浸透性農薬の使用をやめることが困難だとする理由のうち、最も多いものを1つ尋ねたところ、「出荷時の等級と価格が下がるから」としたところが9件(2連合会を含む)と最も多く、次いで「地域で散布することが予め決まっているから」「地域や農協への遠慮」がそれぞれ2件でした。「米の収量が減るから」と回答したところは1件でした。

農家に散布を強くないための試みとしては、2連合会を含む13生協が「独自の取り組みがある」と回答しました。内容としては、一等米と二等米を同じ価格で買い取りしている、とした生協が最も多く7生協(1連合会を含む)あったほか、同価格ではなくても価格差を縮小するよう独自に設定・設定しているとしたところが3生協(1連合会を含む)ありました。

いずれの試みでも、農家が農薬の散布をしない道を開くには、斑点米基準の緩和が鍵となっていることがうかがえ、また、被害が大きかった年への対応として基準緩和や農家補償⁷⁾など方策も紹介されました。

⁵⁾ 農林水産省 植物防疫法施行規則の一部改正案について寄せられたご意見等及びそれに対する考え方について

⁶⁾ 斑点米の混入上限は農産物検査法の規程により等級ごとに決められ、1等米で0.1%まで、2等米で0.3%まで、などと厳しい(小石などの異物の混入よりも厳しい^{#)})。斑点米は精米の過程で取り除かれ、消費者の元に届くことはほとんどないが、1等米から2等米へ東急が落ちると、買取り価格は600円~1,000円(30kgあたり)下がってしまうため、農家がカメムシを駆除するために殺虫剤を使わざるをえない構造となっている。

⁷⁾ 独立した科学者の国際チームである浸透性農薬タスクフォース

3. ネオニコフリーについての取り組み全般について

ネオニコチノイド系農薬を水田で散布することによるミツバチなど生態系への影響についての考えを尋ねたところ、17 生協(4 連合会を含む)が「とても懸念している」、または「懸念しているを合わせると」と回答。「あまり懸念していない」「全くしてない」は 4 生協、無回答が 1 連合会でした。

取り扱う米の中で、ネオニコチノイド系農薬を散布しないための具体的な施策としては、「有機栽培の米を扱っている」という回答が最多の 16 生協(5 連合会を含む)で、続いて、「農薬は使うが斑点米カメムシ対策の殺虫剤空中散布は行わない米を扱っている」とした回答が 11 生協(3 連合会)ありました。

ネオニコチノイド系などの浸透性農薬について、不使用または削減の目標を設定しているとした生協は、6 生協(2 連合会を含む)、目標を設定していないと回答したのは 15 生協(3 連合会を含む)でしたが、目標を設定していないと回答したうち 2 生協も、すでに取り組み自体は始めていることが後続の回答からうかがわれました。

回答の集計

斑点米に対する消費者の反応

1) お米に対する消費者(組合員の方々)からのクレームでは年間で何が最も多いですか。多い順に 3 つ教えてください。

	クレームの種類
最も多い	虫の混入や発生(10)、異物[石・籾・糠玉]の混入(7)、食味(2)、着色米*(2)、特になし(2)、袋破損(1)
二番目に多い	虫の混入や発生(6)、食味(5)、異物混入(2)、胴白米、色彩不良**(2)、カビ*** (1)、砕粒混入(1)、袋破損(1)、袋破損(1)
三番目に多い	斑点米(3)、糠・糠玉混入(2)、砕粒(2)、カビ(3)、食味(1) 異物[籾ほか]混入(3)、色****、白色(2)、状態不良(1)

備考:*斑点米含む **斑点米は含まず ***原因は消費者にあったケースが多い、との記載あり ****斑点米を含むかどうか不明

米に対するクレームは虫の混入や発生は苦情の第一、第二番目に挙げた生協が最も多く、異物混入や食味へのクレームが続いています。着色粒をクレームの第一に挙げたところが 2 件ありましたが 1 件は、次の設問 2)で「消費者に説明して理解してもらっているので問題になっていない」、と回答しています。第三位に 3 件ありましたが、総合して、農林水産省のいう「クレームの主要な要因」とはなっていません。

2) 斑点米(着色粒)に関するクレームがある場合、どのような説明をしていますか。また、説明に対する反応はいかがですか。(記述式回答)

24 件中 9 生協が、斑点米に対するクレームそのものが無いと回答。クレームに対する消費者(組合員)への説明では、農薬の使用を控えていることや食味に問題がないことなどを説明し、概ね理解がえられているという趣旨の回答をしたのは 6 生協(1 連合会含む)で、返品を希望される場合もあるとの回答も 2 生協(1 連合会含む)ありました。

国の農産物検査制度の「着色粒規程」について

3) 農産物検査では、着色粒の混入限度(一等米の場合 0.1%など)を定めています。この色のついたお米については、玄米を精米にする段階などで、生産者や流通事業者が色彩選別機を使って、さらに可能な限り取り除いた上で販売されています(消費者が購入する段階では等級表示はありません)。このことについて、どのようにお考えですか。(当てはまる番号に○をつけてください)

混入限度についての考え方

考え方	回答数	備考
1.緩和するべき	9	2 連合会を含む
2.現状のままでよい	11	2 連合会を含む
3.厳しくするべき	0	
4.不明→無回答	4	2 連合会を含む
全体	24	

4) 前問のご回答の理由を教えてください

1. 「緩和するべき」 9 (2 連合会を含む)

理由としては、環境、人体への影響、生産者と消費者の健康、自然との共生へのシフト、農薬の使用を減らせる、食味や見た目に直接影響しない規格だから、環境負荷の多い農薬を使うべきではないなどのほか、生産者の負担軽減を挙げた生協も複数ありました。

2. 「現状のままでよい」 11 (2 連合会を含む)

上記 1 で緩和を選ぶ理由として生産者の負担軽減が挙げられたのとは対比的に、事業者の負担増を懸念する意見が 2 生協(価格が上がる可能性がある、事業者負担となる各 1)から挙げられた他、現状で問題がないことを理由に上げたところが 2 生協ありました。

5) 生協の中には、斑点米対策のために農家が農薬散布する負担やプレッシャーを減らすために、一等米と二等米の買取価格差を小さくするなど独自の取り組みを行なっているところがあります。貴生協のお考えについて、もっとも近いものをお選びください。(当てはまる番号に○をつけてください)。

独自の取り組みの有無	回答数	備考
独自の取り組みがある	13	3 連合会を含む
今後、独自の取り組みを検討したい	0	
今後、独自の取り組みをする予定はない	9	1 連合会を含む
不明→無回答	2	2 連合会を含む)
合計	24	

5)-2 前問で「1.独自の取り組みがある」「2.今後、独自の取り組みを検討したい」と回答された方にお聞きします。よろしければ、具体的な例をご教示ください。

一等米と二等米同じ価格で買い取りしている、とした生協が最も多く7生協(1連合会を含む)あったほか、同価格ではなくても価格差を縮小するよう独自に設定・設定しているとした生協3件(1連合会を含む)がありました。また、カメムシ被害救済金(500円/30kg)で、農家に補償する、混入の多い年には独自基準を緩和する、などの独自の興味深い試みをする生協もありました。組合員への理解を深める一環として、がネオニコチノイド系農薬不使用米を選択できるようマーク表示したり、混入の多い年には消費者へ説明を追加するなどの工夫もありました。

6) 一等米、二等米、三等米の精米コストはそれぞれどれくらいですか。玄米 60kg 当たりの精米コストでご回答ください。

連合会を含む4生協から回答があり、1,200円～3,000円でしたが、いずれも等級による差はありませんでした(このうち、一等米、二等米の買い取り価格を回答した生協も1つあったが、価格差はなし)。

7) 生産者の皆様が、水田へのネオニコチノイド系など浸透性農薬の使用をやめることが困難だとする理由のうち、最も多いものは何ですか。(最も当てはまる番号1つに○をつけてください)

「出荷時の等級と価格が下がるから」としたところが10(連合会2つを含む)件と最も多く、次いで「地域で散布することが予め決まっているから」「地域や農協への遠慮」がそれぞれ2件でした。その他と回答したところは1件が「防除効果」でした。

ネオニコを止めづらい理由※	回答数	備考
米の収量が減るから	1	1連合会を含む
出荷時の等級と価格が下がるから	10	2連合会を含む
地域で散布することが予め決まっているから	2	
地域や農協への遠慮	2	1連合会を含む
その他	1	1連合会を含む
無回答	9	1連合会を含む
合計	24	

※ 回答は生協によるものであり、生産者に直接尋ねた回答ではない

ネオニコチノイド系農薬など浸透性農薬に対する生協の取り組みや方針

8) 水田でカメムシ対策のために散布されるネオニコチノイド系農薬は、農林水産省の調査結果で、ミツバチ被害の主要原因だと明らかになりました*。同農薬を散布することによるミツバチなど生態系への影響についてどのようにお考えですか。

ミツバチや生態系への影響	回答数	備考
とても懸念している	7	3連合会を含む
懸念している	10	2連合会を含む
あまり懸念していない	3	
全くしていない	1	
不明	3	1連合会を含む
合計	24	

9)-1 お取り扱い(店舗、宅配、共同購入を含む)のお米の中で、斑点米カメムシ対策のためのネオニコチノイド系農薬などの浸透性農薬の空中散布をしていないお米はありますか。(当てはまる番号全てに○をつけてください)

浸透性農薬の散布をしていない米の扱い	回答数	備考
有機の米を取り扱っている	16	5 連合会を含む
農薬を使っているが斑点米カメムシ対策のための殺虫剤の空中散布は行っていない米を取り扱っている	11	3 連合会を含む
取り扱いはまだだが、ネオニコチノイド系農薬を減らしているか、減らす方針を決めている	4	3 連合会を含む
取り扱っていない	2	1 連合会を含む
その他	2	
無回答	2	

9)-2 前問で「3.」をご回答された方にお聞きします。具体的な方針をご教示ください。

- 栽培期間中無化学農薬米を2%取り扱う他、自主基準で、生産者にネオニコチノイド系農薬の不使用を推奨している。
- 提携産地では、不使用に向け散布回数の削減や代替農薬の試験を行っています、などの回答があった。

10) ネオニコチノイド系などの浸透性農薬について、不使用または削減の目標を設定しているものはありますか。ある場合には具体的にご教示ください(農薬名称、使用を認める場合の条件など)。(当てはまる番号に○をつけてください)

目標の有無	回答数	備考
1.目標を設定している	6	2 連合会を含む
2.目標を設定していない	15	4 連合会を含む
無回答	3	
合計	24	

不使用または削減の目標では以下のように意欲的な多様な取り組みが紹介されました。

<単位生協回答>

- 米、野菜(薬物)果菜と段階を踏んで削減をすすめている。現在、米についてはほぼ達成した。
- 削減目標農薬リスト内にネオニコ系農薬を設定し、産地への理解浸透をはかる。→農薬総体の使用量削減を目指し(リストには)ADI値が比較的low、生態系リスクの高い農薬を設定
- 産直米には、ネオニコ系農薬は使っていない。
- 米は2014年から全量ネオニコ不使用に取り組めた。野菜は8割達成しており、今年度は9割以上の不使用を目指す。果樹については、オーナー制度を設けて、ネオニコ不使用を応援する取り組みをすすめている。

<連合会回答>

- 本田防除なし 苗箱処理不使用
- 自主基準で、全農作物共通で生産者にネオニコチノイド系農薬の不使用を推奨している。自主的な残留濃度検査により、ネオニコチノイド系 7 成分とその類似殺虫剤 3 成分の 10 成分について、一定濃度(国の基準値の 1/10 以上、もしくは EU2017 年 2 月の基準値以上)の検出があった場合には、当該生産者に農薬残留を減らすための防除方法の見直しなどの対策を求めている。

<目標を設定していないと回答した生協のうち 2 生協は下記の試みを実施している>

- 果樹で一部使用されている。使用の有無を公開して削減に多方努力していく。
- 環境ホルモン含有か、おそれのある農薬については原則不使用としている。殺虫剤については基本使わない作型で対応できる 生産者及び品目に絞って取り扱っている。(※目標を設定していないと回答)

グリーンピース・ジャパンは、環境保護と平和を願う市民の立場で活動する国際環境 NGO です。
独立・中立を維持するため、政府や企業から資金援助を受けずに独立した活動を展開しています。

GREENPEACE

発行・問い合わせ先

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-13-11 NF ビル 2F

Tel. 03-5338-9800 Fax. 03-5338-9817

食と農業担当: 関根 彩子 広報担当: 土屋 亜紀子